ただし、四半期報告書を提出する会社において、１年を１連結会計年度とする会社が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）。以下⑹において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

ａ　最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下⑹及び⑸ｂにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下⑹において「第１四半期連結会計期間」という。）終了後令第４条の２の10第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第４項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第１四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下⑹において「第２四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第１四半期連結会計期間

ｂ　次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下⑹において「第３四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間

ｃ　［略］

また、半期報告書を提出する会社において、１年を１連結会計年度とする会社が次の連結会計年度開始の日から起算して９箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

⑹ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（⑸ｇの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、⑹ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。以下⑹において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、１年を１連結会計年度とする会社が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）。以下⑹において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

ａ　最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下⑹及び⑹のｂにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下⑹において「第１四半期連結会計期間」という。）終了後令第４条の２の10第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第４項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第１四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下⑹において「第２四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第１四半期連結会計期間

ｂ　次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下⑹において「第３四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間

ｃ　［同左］

また、半期報告書を提出する会社において、１年を１連結会計年度とする会社が次の連結会計年度開始の日から起算して９箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑹ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（⑹ａにより最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、⑹ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。以下⑹において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。